

「労働組合の基礎シリーズ」 連載開始にあたって

平成の時代に、労働組合の組織と活動をある程度の全体性と客観性をもってとらえ論じている文献は、ほとんど見かけなくなりました。労働運動に勢いがあった昭和の時代には多くの本があり、関係者の思索の材料となっていました。令和以降の社会においても労働運動が健全な役割を果たすためには、現在および将来の運動の担い手が、労働組合の意義を考え想像力を発揮するための基礎知識が必要です。

今回、労使関係、労働法の分野の第一人者である、仁田道夫先生（東京大学名誉教授）、中村圭介先生（法政大学大学院連帯社会インスティテュート教授）、野川忍先生（明治大学法科大学院教授）に編集委員を快く引き受けていただき、第一線の研究者の方々を中心に執筆を依頼し、「労働組合の基礎シリーズ」の連載を開始することとしました。

初回は、仁田道夫先生自ら執筆をしていただきました。私事になりますが、先生の代表作『日本の労働者参加』（1988年）は、私が労働組合に本格的に関心を持つきっかけとなり、そして、今回の企画を思いつききっかけとなった本の一つです。

そもそも労働組合とは何であるのか関心がわいてきたとき、あるいは、日々の活動から少し距離をおいて将来の運動に思いをはせるとき、その思索の触媒となれば幸いです。

政策・労働条件局長 松 井 健

「労働組合の基礎シリーズ」構成予定

章	節
1. 労働運動の歴史	①日本における労働運動の形成（戦前編）／②（戦後編）
2. 労働組合と法	①労働組合法／②個別的労働関係法
3. 労働組合の組織と運営	①労働組合の組織と運営／②組織拡大／③労働組合の自主福祉運動
4. 雇用・労働条件闘争	①団体交渉と労使協議／②雇用保障／③賃金交渉／④最低賃金／⑤労働時間／⑥労働安全衛生／⑦男女間格差是正／⑧雇用形態間格差是正／⑨規模間格差是正と中小労働運動
5. 政策闘争	①労働組合の政策・制度活動／②労働組合の政治活動
6. 世界の労働運動	①国際労働運動の歴史と展開／②ドイツの労働運動／③イギリスの労働運動／④スウェーデンの労働運動／⑤韓国の労働運動
7. 労働組合の未来	①労働組合の未来

CONTENTS



【労働組合の基礎シリーズ】

日本における労働運動の形成 1－戦前編－	3
2019化学産業シンポジウム報告	
環境課題に応える化学産業“持続可能な社会の実現に向けて”	17
障がい者雇用の促進に向けて	
～障がい者雇用の状況とセミナー開催報告～	25
顧客等によるハラスメントの実態・対策と今後の課題	41

日本における労働運動の形成 1

— 戦前編 —

東京大学名誉教授 仁田道夫

1 「労働は神聖なり、結合は勢力なり」： 第一期労働組合組織化運動

今日われわれが当然のものとして眼に見たり、またその活動に従事したりしている労働組合運動は、昔からあるものではなく、また、自然に生まれてきたものでもない。明治期に日本社会の近代化・産業化が始まって以後、雇用労働世界が広がり、その中で、多くの先人たちが、低い地位におとしめられていた労働者の福祉の向上を考え、その潜在的な力を引き出して、自らの地位を改善させるために、団結を促す運動を創りだした。多くの蹉跌を経験しながら、そうした運動を引き継ぎ、推し進めた人々の長期間にわたる血のにじむような努力の上に、今日の労働組合運動が成り立っていることを理解し、これら多くの人々が抱いた理想や希望に目を開き、そして彼らの残した成功や失敗の教訓を自らのものとする必要がある。

日本における組織的・目的意識的な労働組合運動は、1897年（明治30年）に、高野房太郎らが労働組合期成会を結成して、広く世の中に労働組合の結成を呼びかけたことに始まる。それまでも、個別的な労働争議は発生していた。1886年には、山梨県で雨宮製糸場の女工争議が起きているし、1889年と1894年には、大阪天満紡績で争議が起きている。そのほかにも、労働争議の報道はされているし、報道されない事件も多数存在したに違いない。同盟罷工（罷業）という用語は、労働組合という用語より早く広まっていた。しかし、それらの争議や運動は、個別的な課題が解決されれば、そこで終了し、持続的な労働組合運動に発展するものではなかった。

高野は、商家の子弟であったが、向学心が強く、今でいう私費留学生として、アメリカに渡航し、ボーイやレストランの店員などさまざまな仕事をしながら英語や経済学の知識を身につけた。しかし、他の多くの留学生たちが追求した学歴資格の取得には向かわず、商売を始めたり、労働運動について学んだりしていた。高野の労働運動研究は、実践的かつ本格的なもので、当時の米国労働運動についての見聞を深め、職業別組合主義に則るアメリカ総同盟（American Federation of Labor）のリーダーであったゴン

パーズと交流して、組織運営の具体的なあり方について学び、また、それと異なる包括的組織論に立つ運動を展開していた労働騎士団（Knights of Labor）の運動にも関心をもって、その有効性と限界について検討したりしている。

1896年に帰国後、米国滞在中に得た同志らと日本における労働組合運動の組織化に取り組むが、その際に、高野が標語として掲げたのが、「労働は神聖なり、結合は勢力なり」であった。「結合は勢力」というのは、労働組合運動の基本だから、どの国の労働運動でも重要な旗印であったが、「労働は神聖なり」という標語が冒頭に掲げられていることは注目される。これは、当時の日本社会において、労働者がひとしなみに下層社会の構成員として扱われ、単に経済的に恵まれないだけでなく、その社会的地位は無きにひとしかった現状を否定し、労働者が社会で重要な役割を果たしていること、そして、それを誇りとして、自らの地位改善を要求していく根拠としていこうと呼びかける意図が込められていたと考えられる。

高野らの主張に共鳴してこれを支援したり、共同で行動に取り組んだりする人々もあらわれた。片山潜は、アメリカ帰りのキリスト教知識人であったが、労働組合期成会の運動に加わり、『労働世界』の編集など、中心的活動家の一人となった。房太郎の弟高野岩三郎は、東京帝国大学で経済学を学び、学者としてのキャリアを歩んでいたが、彼も、雑誌への寄稿や講演などで、支援者として活動した。岩三郎以外にも設立されたばかりの社会政策学会のメンバーは、これに同調的態度をとっていた。とくに、メンバーであった改革派経営者佐久間貞一（秀英舎一大日本印刷の前身一舎長）は、かねて職工組合結成が社会改革・経済発展に必要であるとの見識をもち、これを対外的に発表していた。労働組合期成会の活動にも積極的に参加・支援し、講演会でも弁士として熱弁をふるっている。また島田三郎（改進黨系の政治家・ジャーナリスト）や、金子堅太郎（官僚・政治家）らの開明的官僚・政治家・ジャーナリストなども弁士として登場している。

労働組合期成会の呼びかけに、予想以上に強い共感が巻き起こり、演説会には多くの労働者聴衆が集まった。その中から、最初の本格的な労働組合組織として、鉄工組合が結成されるに至る。一年程度で砲兵工廠をはじめとする東

京の機械金属工場の労働者2000人以上が加入する労働組合が組織された。また、1897、98年頃には、印刷工の組合や主要民営鉄道会社である日本鉄道（上野・青森間）に組合が結成された。有名な日鉄機関方の争議（機関士らによるストライキで鉄道が止まる）など、多くの争議が起った。この背景には、日清戦争を契機とする経済活動の活発化や労働者数の増加などがあったと考えられるが、労働組合期成会などによる労働運動醸成の気運も働いていたであろう。

高野は慎重な態度で運動を進め、共済活動を主体として、生協運動も側面で進めながら、まず組織を確立していく方針で、争議への関わりも、基本的に調停者として対応しようとした。決して争議激発主義ではなかった。折から問題となっていた工場法案の修正運動のような政治活動も行ったが、社会主義の主張には、距離をおいていた。労働組合運動の確立を重視し、政府からの敵視を避けることに腐心していた。

にもかかわらず、政府、とくに治安当局は、発足したばかりの幼弱な労働運動に警戒的な態度をとり、監視・抑圧の方針をとった。活動家には尾行がつき、演説会場には、多数の警官が臨席してにらみをきかせた。平和的な運動を展開する鉄工組合や期成会に対して、直接的に刑事弾圧を加えることはできなかったが、期成会が計画した1898年4月3日の大運動会については、これを禁止した。このとき、高野の依頼で警視庁に説得におもむいた佐久間（東京市議会議員でもあった）に対する警察側の発言は、治安当局がなにをおそれていたのかを示して興味深い。応対した警視は、佐久間が「一切職工の気炎を高むる様の結果を将来に來さざらしむという保證」を与えるなら、許可しようと述べたという（二村2008年：219ページ）。警察は、治安対策の観点から、民衆の街頭行動を恐れ、労働者の「気炎」が上がることを恐れていた。推測だが、治安当局が恐れていたのは、1905年9月5日におきた日露戦争講和条約反対国民大会後に発生した日比谷焼打ち事件のような事態かもしれない。死者17人、検束2000人に及んだこの騒動は、9月6日には戒厳令を引き出すに至っている。天皇制の権威の下、圧倒的な権力をもち、盤石に見えた明治政府も、民衆の「気炎」が一定以上に上がると、「暴徒」が大量発生し、統制困難に陥るという危惧を持っていたのだろう。

鉄工組合結成当初、比較的親和的な態度を示していた経営者が抑圧の態度に転換した背景には、こうした治安当局の意向が反映していた可能性がある。日鉄機関方争議のように、労働組合の潜在力をみせつける動きもあったが、鉄工組合自身は、共済活動を中心として、極めて穏健な活動を展開しており、東京砲兵工廠などにとって、経営上不都合が生じるといった事態は発生していないからである。時期はまさに1904、05年の日露戦争に向かうときに当たり、もし、労働組合が争議行為を行って軍需生産を阻害したら困ったことになるという警報が警察当局から陸軍に伝えられ、軍当局の鉄工組合に対する態度が変化したとも考えら

れる。正確な背景事情は不明だが、1899年秋に起きた東京砲兵工廠による2名の鉄工組合活動家の解雇が転機をもたらした。中核をなす砲兵工廠の組合員脱退の動きが鉄工組合の組織基盤を動揺させた。

鉄工組合は、内部的問題も抱えていた。共済活動は、経営側との軋轢を生まないという点では好都合だが、強固な組織態勢と、的確な経営能力を要求する事業である。きちんきちんと毎月組合費を集めなければならないし、収入と支出の見通しをたて、初歩的ではあっても保険数理に基づいて事業を実施しなければならない。結成されたばかりの鉄工組合には、そのいずれも用意されていなかった。組合費の納入確保は容易でなかったし、事務処理を担当する専従スタッフは、1人ないし2人しかいなかった。病気罹患者が増えるなどしたために、共済給付は増加した。そのため、一日二十銭という給付を十五銭に減らすなど給付削減策を取らざるを得なくなった。それでも、保険であるから、組織人員が拡大する状況であれば、さまざまな困難を解決していくことが可能だったかもしれないが、上記のような政治的環境では、それも難しかった。

さらに、追い打ちをかけたのが1900年3月の治安警察法の公布・施行である。この法律は、1890年制定の自由民権運動取締りを念頭においた「集会及政社法」を引き継いだもので、その17条に、生まれたばかりの微弱な労働運動を取り締まる条項が設けられた。これによって、治安当局は、同盟罷業に向けて他人を誘惑・扇動することを禁固・罰金などの刑罰をもって禁圧する武器を得、その後の労働運動の展開に大きな阻害要因となった。

1900年8月、高野は同志であった横山源之助（ジャーナリスト・『日本の下層社会』著者）に10年隠忍雌伏して将来を期すという趣旨の手紙を送って中国に去り、第一期の労働組合運動組織化の試みは、3年程度の短い期間で終わりを告げるようになった。

2 第一期労働組合組織化運動の教訓

労働組合期成会の結成をきっかけとする第一期労働組合組織化運動を、二村（2008年）に依拠しながら、やや詳しく紹介してきた。この運動のなかに、その後、戦前期における労働組合運動が直面した課題がほぼすべて現れていたと考えるからである。

(1) 実践的知識人による労働組合運動の輸入

日本における組織的な労働組合運動は、知識人高野房太郎による米国における労働組合運動の研究・習得と日本における実践というプロセスをたどった。これは、明治期に日本にさまざまな社会制度が輸入され、確立していったプロセスと類似している。郵便にせよ、警察にせよ、そのようにして確立された。前島密は郵便の父といわれ、川路利良は警察の父といわれることになった。労

働組合運動がそれらと違うのは、その制度移植のプロセスに国家の助力を得ることなく、一介の私費留学生だった高野によって担われ、国家はむしろ、その実践を阻害する役割を果たしたことである。労働組合期成会がともした灯は短い期間で消え、高野は日本労働組合運動の父と呼ばれることはなかった。

考えてみると、この第一期労働組合組織化運動は、時期尚早だったかもしれない。綿紡績業などで急激な勃興をみつつあった明治の資本主義だが、1897年時点では、なお幼年期にあったというべきであり、雇用労働者の数は限られたものであった。1895年における就業人口に関する推計では、農林業人口が三分の二を占め、鉱工業人口は、13%程度に過ぎなかった（隅谷ほか1967年：77ページ表2・5）。また、1892年時点の産業別職工数として把握されている約30万人のうち、繊維工業が12万人強で、その多くは若年女子であったと考えられ、金属機械工業は7000人程度に過ぎなかった（隅谷ほか1967年：35ページ表1・10）。1899年時点の別の推計では、機械工場のうち、陸海軍工廠が2万5000人に対して、民営工場は2万人程度となっている（隅谷ほか1967年：71ページ表2・2）。

他面からみれば、早期の労働組合組織化運動発生は、ある種の後発効果であったともいえる。他の先進諸国の経験を踏まえ、そこから学んでそれらの国よりも早くに技術や産業発展、そして制度導入を果たす現象が後発効果である。高野房太郎の労働組合運動に対する着眼は、鋭く、早かったと言えよう。ウェッブ夫妻が労働組合論の古典Industrial Democracy（『産業民主制論』）を刊行したのは1897年である。高野はこれを読まずに、アメリカの労働組合運動の経験をフォローすることによって、包括的労働組合主義から、職業別組合への流れをつかみ、それを後進国日本に導入する手順を考え出したことになる。

(2) 伝統的労働者層の不参加

後発効果の反面は、伝統からの乖離である。先進社会の先端的事象を鋭敏な知性でとらえて輸入するのであるから、後進社会の実態からすれば、飛躍がある。高野らの運動がいま一つ広がりやを欠いたとすると、それは大工や左官など伝統的産業の職人層を引き付けることに失敗したことが大きい。高野がそのことを意識していなかったわけではない。ゴンパーズとの往復書簡のなかで、東京にかなり強力な大工組合が存在することを報告している（二村2008年：147ページ）。どこの国でも、大工などの建築熟練労働者は、労働運動の重要な構成員であり、日本でも江戸期以来、多数の建築関係の職人が活動していたから、彼らの賛同を得れば、力強いことは明らかである。だが、実際には、そうした動きはみられなかった。

職人たちが組織を作ったり、争議をしたりしなかったわけではない。たとえば、大工たちは、全国各地で太子講と呼ばれる組織を作り、年に一度集まって聖徳太子像

を祀り、飲食・会合を行うとともに、賃金についての取り決めを行っていたといわれる（山下2007年）。これは、親方と職人が一体となった組織であり、雇われて働く立場の者の独自の組織ではなかった。また、労働組合期成会発足の5年前にあたる1892年8月、東京の深川・本所地区の仕手方（雇われて働く職人）左官たちが賃金上げを求めてストライキを行ったことが『東京経済雑誌』に報じられている。8月5日には、諸大橋に20名程度の仲間を派遣し、出稼する職人たちを引き留めて集会場所に集め、惣代を選んで親方組合である壁職業組合に派し、賃上げを要求した。6日からは市内に人を送って就業中の職人たちにも仕事をやめさせ、数百人の争議となった。壁職業組合が要求を受け入れたので、争議は解決した（隅谷1955年：286ページ）。

このときの争議に参加した職人の回顧談が斎藤（1968年）の78、79ページに収録されている。

1877年生まれの蒔田常次郎の目撃証言によると、次のようである。「手間を三十銭から五十銭に上げてくれるまでは働かねえ、また仲間を裏切って働く奴も許さねえ、というので、その日の朝からは（中略）下町の、橋々に見張りが立った。私は深川からくるとどうしてもわたらなくっちゃならない鎧橋に立って見てたんですが、朝の早いのにポツポツいろんな職人が来る。けれど左官は一目でそれと分かったもんです。昔の職人はみんな半天を着てましたし、半天の背中の大紋、衿、腰回りの字なんかでそれと分かるようになってたんです。（中略）朝もやの中を橋にかかってくる職人を半天でそれと見分けると、木挽町の小弥太さんなんておっかない兄イが近寄って、二三、問答をしている。と思うともうその職人が欄干を越えて麻幹（おがら）人形のようにドンブリと河中に放り込まれる。バンザイをした様に手をひろげたまま落ちてったその姿と、ザバーッという水音、橋の上のワーッというトキの声一、そういうものを昨日のこのようにハッキリ覚えています。」明治の職人たちは、ピケットラインという言葉は知らなかっただろうが、実際には、要所に強力なピケを張っていたわけである。その有様は、実に手慣れているという印象を与える。こういうときは、こうするものだという経験や言い伝えがないと、こうはいかないだろう。

その後も、1906年に横浜の左官職、1908年に東京の左官職がストをして要求を貫徹している。ほかにも職人層のこうした運動は存在したが、彼らが労働組合期成会に関わることはなかったし、1900年代以後労働組合の全国的組織化を進めた友愛会・総同盟の運動にも、彼らの姿は薄い。1892年の東京の左官たちは同盟罷工という言葉は知っていたし、自分たちがやろうとしていることがそれに該当することも知っていた。しかし、そうした活動を展開しようとしていた鉄工や印刷工に連帯の意思は表明しなかった。伝統的な職人たちにとって、産業化に伴っ

て社会に登場してきた工業労働者たちは、「仲間」であると思えなかったのだろうか。鉄工たちを励まし、立ち上がらせた「労働は神聖なり」という呼びかけも、彼らにとっては琴線に触れるものではなかったのだろうか。当時、期成会の呼びかけに応えた鉄工や、印刷工は、社会の中では、知的素養が高く、高野らの講演や、『労働世界』の文章を読みこなすことができる人々であっただろう。そうした人々の展開する運動が、伝統的な職人世界のいなせな若い衆たちにとって、自分たちとは縁遠いものと思われていたのだろうか。逆に、新たに登場してきた近代産業の労働者たちは、なにかという殴り込みをかけて大喧嘩に花を咲かせたり、背中に彫り物を背負ったり、バクチにふけて宵越しの金をもてなくなったりする職人たちを仲間として受け入れられなかったのだろうか。このような疑問に答えを与えるような研究は蓄積されていないので、確かなことは言えないが、どのような理由によるにせよ、こうした伝統的労働者層の不参加は、戦前期の労働運動を通ずる課題の一つであったことは確かだろう。これらの建築職人たちも、第二次大戦後は、新しい労働組合法の下で、労働組合を組織し、全建総連という大きな組織を作り上げるに至っている。何が彼らの行動を変えたのかは、興味深い労働運動史のテーマである。

(3) 開明的経営者・官僚の援助と多数派経営者・支配層の敵意

労働組合格成会にとって、佐久間や島田、金子らの開明的経営者・官僚・政治家の一群の援助が重要なものであったことは確かである。彼らは、多く外国事情に通じ、先進諸国では労働組合運動が広がっていること、そして、それらは社会で恵まれない立場にあった労働者たちの経済的立場を改善するだけでなく、破壊的な紛争や暴動を防止し、社会に安定をもたらす力を有していることを理解していた。社会的になんらの地歩もたない期成会の活動家にとって、彼らの支援は、労働者の組織化に際して応援団の役割を果たすとともに、広く社会に運動の正当性を伝播してくれる媒体でもあった。

しかし、こうした開明的経営者や官僚の数は少なく、圧倒的多数の経営者・資本家たちは、労働者の団結を嫌い、労働組合を社会の構成員として受け入れることを拒否し続けた。大正・昭和期に開明的官僚主導で進められた労働組合法制定の試みにも、経営者・資本家団体は、徹頭徹尾反対し、これを挫折させることになる。日本では、労働組合を社会の正当な構成要素として定着させたのは、第二次世界大戦敗戦後、占領軍主導で進められた労働組合法制定などの戦後労働改革であった。日本社会は、20世紀の最も基幹的な社会改革の一つである労働組合の法認を、自らの手で行うことができなかつたのであり、このことは、重たい負の歴史的遺産であるといわな

なければならない。

(4) 治安当局による抑圧

労働組合組織化にとって、最も困難な障害となったのは、治安当局の強い警戒心と、様々な手段をとった抑圧・弾圧であった。第一期労働組合組織化運動の成果であった幼弱な労働組合は、成長の機会を与えられることなく、治安当局の監視・抑圧・干渉のなかで消滅することになった。その後も、治安当局の労働組合運動に対する対応は、一貫して警戒的・抑圧的で、争議が発生すると、警察が介入して指導者を拘束するなどの事態は日常茶飯事であった。治安警察法だけでなく、行政執行法第1条により、公安を害するものを予防検束する、刑法第106条の騒擾罪を適用するなど、さまざまな方法により、労働運動に弾圧を加えた。大正から昭和へと時代が変わり、資本主義の発展とともに労働者数が増え、労働運動も盛んになったので、ただ弾圧しているばかりでは治安が保てないことから、各地域の警察は工場課を置いて、労働運動の情報を収集し、争議が発生すると、自ら調停に乗り出すこともあった。

しかし、それも、あくまで治安維持の観点からの介入であり、労働組合が潜在的・顕在的に治安を乱す恐れのある団体であるとの認識は変わらず、これを助成することはもちろん、法認して社会の構成要素として受け入れていくことにも否定的態度を貫いた。一つには、大正・昭和の労働組合運動が社会主義思想の影響を受け、政治活動において重要な組織的母体となったことが治安当局の警戒心を強めたことは確かである。だが、第一期労働組合組織化運動のように極めて穏健な労働組合主義的運動に対しても、過剰とも思える反応を示したことに見てとれるように、戦前の治安当局の労働組合観は、少なくとも潜在的に治安維持上要注意の団体であるとするものから出なかつたといえよう。

(5) 運動におけるイデオロギー対立と分裂

戦前における労働運動の発展を阻害したもう一つの要因は、運動内における激しいイデオロギー対立と組織の分裂であった。第一期労働組合組織化運動では、実質的活動期間が短かつたこともあって、対立と分裂が表立って運動の阻害要因となるところまでは行なかつた。しかし、社会主義思想の紹介はすでにされつつあつたし、片山潜のように、労働運動が社会主義運動と一体となって進むことが必要と考える運動家と、社会主義運動との関係を避け、労働者の経済的地位の改善に専念する労働組合運動を追求しようとした高野との間には亀裂が発生していた。運動がさらに進展した場合には、イデオロギー対立と分裂が進行するリスクを抱えていたといえよう。

その後の労働組合運動の中では、社会主義と純粋労働組合主義の対立というよりは、社会民主主義と共産主義

のイデオロギー対立が主要な争点となる。高野は、ゴンパーズに深く影響されていたこともあり、戦前の運動では珍しい純粋労働組合主義の立場から運動を進めたのであろう。友愛会・総同盟の主流を担った運動家たちは、普通選挙が施行される大正デモクラシーの時代に活動を開始し、運動の中で政治的干渉を受け続けていた。既存政党は資本家団体や地主的利害と深く結んでいたから、無産政党と呼ばれる労働者・農民の利益を代弁する政党が必要と考え、イデオロギー的には社会主義思想に親しんだことは自然であった。しかし、第一次世界大戦中にロシア革命が発生し、その強い衝撃に基づく共産主義思想の広がりや社会主義陣営の分裂という世界的な思想状況が労働組合運動の中に持ち込まれることになり、これが総同盟の分裂につながるという不幸な事態を招いたことは、困難な社会環境のなかで苦闘していた労働運動を、一層困難な状況に追い込むことになった。

3 友愛会から総同盟へ

(1) 友愛会の発足と成長

第二期の労働組合組織化運動は、1912年8月1日友愛会結成により始まった。呼びかけたのは、統一キリスト教会弘道会幹事で、東京帝国大学法学士の鈴木文治であった。友愛会の名称は、イギリスのFriendly Societyを借りたものである。当初より、参加者の間では、労働組合運動の必要性は認められていたが、官憲の圧迫を考慮して、友誼的、共済的、研究的の団体として発足したものである。三項目の綱領の一つには、「協同の力により、着実なる方法をもって」労働者の地位の改善を図ることが謳われていた。

15人で発足した友愛会は、急速に発展した。会員数は1年で2000人に達し、1916年1月には1万人を超えた。1918年第6周年の大会時点では、全国120支部会員3万人に達していた。過去1年に友愛会が関わった労働争議は、70件にのぼった。1919年8月には、友愛会7周年大会において名称を大日本労働総同盟友愛会と変更し、公然と労働組合を名乗って、さまざまな地域・産業・企業において労働者の声を代弁して要求を出し、労働組合の公認を勝ち取るべく、運動を展開するようになった。そして1922年には、日本労働総同盟と改称し、戦前日本労働運動の主流組織として、活動していくことになる。

こうした急速な発展の背景には、1914年第一次世界大戦の勃発にともなう日本の資本主義の急速な発展、とくに戦時需要に促された機械金属産業の急成長と労働者数の増加があった。1907年に400万人弱であった工業就業人口は、1919年には520万人に増加した（隅谷ほか1967年：144ページ表3・9）。そして、製造業における金属、機械、化学といういわゆる重化学工業で働く労働者数が増えた。1909年に10万6000人（製造業労働者の12.6%）であっ

たこれら産業の労働者数は、44万8000人（製造業労働者の24.7%）に増えた（隅谷ほか1967年：145ページ表3・10）。この時期のデータでは、官公営事業所が除かれているから、陸海軍工廠をこれに加えれば、この数字はもっと大きなものになる。

数が増えただけではない。労働者の学歴水準が上昇した。1905年の生産年齢人口の学歴構成に関する推計では、57.3%に上っていた不就学者（初等教育未了者）は、1925年には20.0%に減少し、初等教育終了者74.3%、中等・高等教育終了者が5.8%を数えるまでになった（隅谷ほか1967年：83ページ表2・8）。新たに重化学工業に参入してきた労働者たちは、若年者が多かったから、当然学歴水準は相対的に高く、1924年の金属、機械、化学産業の男子労働者における不就学者及び尋常小学校中退者の割合は、それぞれ14.4%、10.9%、19.0%に止まった。尋常小学校卒がそれぞれ39.4%、37.4%、41.3%を占める。注目されるのは、高等小学校卒業者の割合が高いことで、それぞれ32.2%、31.4%、26.4%に達する。これに高等小学校中退者を加えれば、それぞれ39.8%、39.6%、33.1%に達するから、初等教育終了者のなかでもより高度の教育を受けた層がこれらの産業で多く働くようになっていたことが分かる（隅谷ほか1967年：151ページ表3・15）。

そして、治安当局が懸念していた労働者の「気炎」は高まっていた。労働者だけでなく、日本の無産大衆の「気炎」を強く印象づけた事件は、1918年全国各地で発生した米騒動である。大戦景気が続く中、物価の上昇が著しかった。日本銀行調べによる東京の小売物価指数は、1900年を100として、1916年には155、1917年208、1918年261を記録した。とくに米価が急騰し、1月に白米1升が30銭だったものが、8月には45銭にまで上がった。政府は、外米輸入など緊急対策をとったが、米価を下げることに成功しなかった。これは、庶民の生活を直撃するもので、生活苦を訴え、米価の引き下げを求め一揆的行動が多発していくことになる。7、8月には、富山県で漁師の女房たちが米屋などにおしかける女房一揆を起こし、騒動に火をつけた。騒動は、瞬く間に他の地域に伝播し、名古屋、京都、大阪、神戸、東京というように全国に広がった。一道三府三十二県にまたがり、159件が記録され、参加人員は1000万人に上るといわれる。全国の検挙者は、8185人、起訴7708人、有罪5112人を数えた。労働者たちも、活躍しており、神戸では、三菱造船所の職工が全市的な暴動の口火を切り、山口、福岡各地の炭鉱労働者の暴動には軍隊が出動した（大河内・松尾1965年a：92-107ページ）。

米騒動は、政治的には藩閥内閣といわれた寺内内閣を倒し、そのあとに政友会総裁原敬の政党内閣が登場して、大正デモクラシーの大きな前進が起こるとともに、労働者たちを勇気づけてその「気炎」を高め、労働運動の急激な勃興に寄与することになった。労働争議は急増し、

1919年には、争議件数2388件、総参加人員33万5000人超、うち同盟罷業をとまなうもの497件参加人員6万3000人超を記録した（労働省1961年：118ページ）。

もう一つ、労働運動を促進した事情は、第一次大戦終了とともに、戦後世界体制の一翼として、ヴェルサイユ条約（1920年1月）に基づきILO（International Labour Organization：国際労働機関）が設立されたことである。ILOは、国際労働基準確立を目指して活動を開始するとともに、三者構成の原則によって、労働側代表組織である労働組合の社会的受容・承認を促すことになった。日本政府は、代表的労働団体の不成立を主張して、労働者代表を労働組合から選ばず、代表性の疑わしい代表者を送って、労働組合からの強い反発を招いた。ILO総会でも、労働組合が承認しない日本の労働者代表への疑義が提出され、資格認定をめぐる紛争が発生したため、日本政府も1924年第6回総会に至ってようやく方針を変更することとし、1923年7月に1000名以上の団員を有する労働団体を推薦母体とする選出方法を採用することを決め、総同盟の鈴木文治が代表に選出されることになった。このことは、事実上、政府が労働組合を合法的存在として認めたものと受け止められ、労働運動の拡大にとって追い風となった（労働省1961年：382ページ）。

(2) 団体交渉権獲得運動と工場委員会体制

友愛会・総同盟が主導する労働運動において、運動論上、最も重要な闘争は、1921年関西各地を中心に多発した争議である。これらの争議は、単に賃上げや解雇反対といった個別要求を掲げるだけでなく、団体交渉権獲得を中心的要求として掲げ、目的意識的に使用者に対して組合承認を求めて激しい闘いが行われた。

1921年4月に発生した大阪電燈における争議は、複雑な経過をたどるが、団体交渉権を中心的要求に掲げ、争議解決にあたって「労働条件については、労働団体と交渉し、組合員各自とはいっさい交渉せざること」を認めさせた。一種の排他的交渉代表権を実現させた大阪電燈の従業員たちは、電気労働組合を結成し、友愛会大阪連合会に加盟した（大河内・松尾1965年a：222-225ページ）。

ついで、1921年5月には、藤永田造船所で争議が発生し、同造船所労働者の多数を組織する大阪造船労働組合の団体交渉権確認を要求に掲げていた。この争議は、団体交渉権の要求に対して会社は、工場委員会の設置を回答し、組合は、事実上自分たちの要求が実現されたとして、争議を終わらせた（大河内・松尾1965年a：225-227ページ）。

さらに6月には、住友系の3工場、住友電線製造所、住友製鋼所、住友伸銅所においてやはり団体交渉権を要求して立ち上がった。住友電線には、電線工組合、住友製鋼所には大阪機械労働組合の支部として友愛会系の労働

組合があったが、住友伸銅所の伸銅工組合は、単独組合であった。その要求するところが、大阪電燈や、藤永田のように労働組合との団体交渉であるのかどうか不明確であったが、経営側が工場協議会設置を提案することによって解決している（大河内・松尾1965年a：227-228ページ）。

争議の波は、神戸に及び、6月下旬には、三菱内燃機の労働者が団体交渉権を含む嘆願書を提出し、争議を行った。7月にはいと、川崎造船所、三菱神戸造船所で争議が始まった。史上有名な川崎・三菱の大争議である。ただし、これらの争議では、団体交渉権は要求事項としては掲げられず、労働組合加入の自由と工場委員会制度を要求するにとどまっている（大河内・松尾1965年a：229-231ページ）。

この間の経緯をみると、日本の労働者たちは、団体交渉権獲得を目指して闘ったが、結果的には、工場委員会制度の確立に手を貸したことになる。工場委員会は、従業員代表制度であり、基本的に従業員代表の意見を聴取する場として設計されている。もちろん、争議時のように、多くの労働者が労働組合の下に結集して闘えば、経営側に譲歩させることは可能である。しかし、工場委員会制度の下で、実際には、労働組合が持続的に多数の労働者を組織していくことは困難であった。経営側が工場委員会制度を通じて把握した従業員の要望を、団体交渉抜きに恩恵的に一定程度実現していけば、従業員の多数派は、組合費を払って労働組合に結集する必要を感じにくい。そのような労務管理政策をとることができるのは、企業体力のある大企業に限られるから、こうした工場委員会体制を維持できたのは主として大企業である。だが、製造業を中心とするこれらの大企業は、労働運動にとっての管制高地であったから、工場委員会体制の確立は、労働運動の発展を抑え込み、経営者主導の労使関係維持に重要な役割を果たすことになった。

大阪電燈で要求されたように、団体交渉権とは、単に労使間で意見交換の場を設けることだけでは確立できないものであることを、日本の労働者たち、労働運動家たちは、理解していた。従業員の個別交渉を否定し、また、労働組合以外の団体による労働条件の協議を拒否して交渉権を独占することが必要であった。では、これらの労働者たち、労働運動家たちは、なぜ、あくまで自分たちの考えた団体交渉権を追求するのではなく、工場委員会を得ることで妥協したのだろうか。一つには、経営側の猛烈な抵抗があり、それを克服することが困難であったし、さらには、争議に警察が介入して、弾圧につぐ弾圧をもってし、時には軍隊までが出動するという事態のなかで、力及ばず、妥協を図るしかなかったということがある。だが、この団体交渉権獲得闘争と工場委員会体制の成立を詳細に研究した兵藤（1971年）が強調しているのは、労働運動側の弱点、すなわち、組織率が低かった

ことである。藤永田造船所では、2800人の従業員のうち、2000人を組織していたとされるが、川崎造船所の友愛会神戸支部は624人、三菱神戸造船所の兵庫支部は110名を組織していたにすぎなかった（383ページ）。このような状況では、労働組合が事業所の全従業員を代表して交渉権を全面的に掌握するというわけにはいかなかっただろう。団体交渉権獲得闘争は、戦前日本労働運動の一つの到達点を示すものであったが、事業所の労働者の大多数、あるいは、全員を組織することが重要であるという教訓を残したといえよう。

4 労働組合法案をめぐる攻防

労働組合にとって、最大の困難は、政府、とくに治安当局の敵視政策・争議弾圧であった。政府が弱体な労働組合を助成するどころか、経営者・資本家と一体となって、場合によってはそれ以上に、暴力的弾圧を加える状況では、普通の労働者に組合員になることを勧誘することは容易ではない。勢い組合員となるのは、先進的、戦闘的な労働者に限られ、労働運動もこれら少数者の意見を前面に立てた運動になりがちである。このようなジレンマを避けるには、まずもって政府が労働組合敵視政策をやめ、労働組合を社会の合法的な構成要素として公認して欲しいという要求をもつことは自然である。

政府や、影響力ある経営者・資本家のなかにも、現状がILOに代表される国際的一般常識から大きく遅れていることを認識し、労働組合を公認することによって、その穏健化を促すべきではないかと考える開明的指導者が現れてきた。

開明的経営者・資本家を代表する人物が渋沢栄一である。渋沢は、日本資本主義の生みの親ともいべき存在であるが、「労働と資本の調和」を畢生の課題ととらえ、友愛会を後援して1917年友愛会五周年大会の園遊会に自邸を開放したりしていた。実際の活動の場として深く関わった協調会（1919年12月創設）は、労使協調をかかげて、調査研究、教育、紛争の調整などを行う機関であったが、このような団体は、労働組合化に向けて急激に変容を遂げていた友愛会の意向に沿わず、会への参加を断るだけでなく、それに批判的な態度を示した。渋沢と鈴木と鈴木と鈴木の蜜月も一旦終わりを告げるようになったが、渋沢は、その後も、頑迷な経営者・資本家主流や政府当局者に労働組合の受け入れを働きかけつつ、労働と資本の調和のために働き続けた（大河内・松尾1965年a：83-84、158-159ページ）。

政府内の開明的勢力として代表的であったのは、内務省社会局（1922年11月発足）の開明派官僚たちである。ヴェルサイユ条約で労働憲章が定められ、ILOが設置されて次々と条約や勧告を出す国際情勢の下で、ソーシャル・ダンプングという西欧諸国からの攻撃を避けて輸出主導型の経済成長を図るには、労働組合を公認して、それを安定的

労使関係の中に組み込むほうがよいという論理は、合理的政策思考である。国内的にみても、労働組合が組合承認を求めて起こす争議は、しばしば労使の激突を生み、治安を乱して社会不安の元になるだけでなく、反体制思想の温床となっていたから、労働者が求める自分たちの利害を代表する組織を認めて、それが着実な運動を行い、労働条件を改善していく道をつけることが必要であった。

1920年1月ヴェルサイユ条約が批准・公布されると、同年2月には勅令をもって臨時産業調査会が設置され、労働組合法案を起草答申させることになった。ここに農商務省と内務省から提出された法案が政府の労働組合法案のはしりとなった。だが、この調査会は、法案を答申することができないまま20年11月に廃止されたから、政府として労働組合法案を提出するに至らなかった。もっとも、憲政会をはじめとする野党は、毎年のように労働組合法案を議会に提出したから、労働組合法制定問題は、政治課題として生きていたが、それらの野党提出法案は審議未了となることが予定されたものであった。

1924年6月に大正デモクラシーの最高潮となる護憲運動を背景に成立した加藤高明（憲政会総裁）護憲三派内閣のもとで、普通選挙法が成立し、財産をもたない労働者階級が投票権をもつに至ることが明確になったことは、労働組合法制定の政治的条件の成熟を意味するとみられた。内務省社会局は、1925年7月労働組合法案立案を終え、労働争議調停法案、治安警察法改正案とともに内閣に設けられた行政調査会に付議するとともに、同年8月法案を公表した。

この法案は、労働条件の維持改善を目的とする労働者10人以上の団体またはその連合体を労働組合とし、届出によって成立し、組合員たる理由で解雇すること、黄犬契約（組合員でないことを雇用条件とする）を禁じ、労働協約の効力を認め、法人たる労働組合に損害賠償規定を準用しないことで消極的に争議に対する民事免責を導入し、行政官庁による解散命令も規定しない、当時では進歩的な内容をもつものであった。しかし、日本工業倶楽部をはじめとする経営者・資本家団体は、この法案が立法されれば、労働争議がいたるところに起こり、騒擾の結果産業は委縮不振に陥るとして、猛烈な反発をしめし、全国的な反対運動を起こした。行政調査会のメンバーであった商工、農林、通信、鉄道、陸軍、海軍などの省庁委員がこれを代弁して立案者と激しく対立した。その結果、調査会は、社会局案を大幅に後退させた案を策定しなす事と合意し、1926年2月政府提出法案が議会にかけられることになった。

この法案は、社会局案の進歩的要素をことごとくといってよいほど削除し、労働組合を官僚的統制の下に置こうとするものであったので、労働組合や世論は、労働組合取締法案と呼んだ。とくに問題であったのは、類似の職業または産業の労働者が組織する団体のみを認めるとしたことで、組合加入に対する経営者の制裁・妨害を無効としただけで、禁止する規定を削除したこと、労働協約の効力・消極的民

事免責を定めた条項を削除したこと、組合の脱退に不当な条件を定めることを禁じたこと、法人化を強制したことなどである。

社会局案に好意的反応を示していた労働組合は、法案反対に転じ、反対運動を起すことになった。経営者・資本家団体は、その言い分をほとんどといってよいほど取り入れた政府提出法案に対してすら、あくまで反対した。なんらの禁止・制裁規定も持たない組合加入の故を以てする解雇や黄犬契約の無効を定めた条項ですら、これを削除せよと要求したのであるから、全面否定であり、経営者・資本家による組合破壊を正当化しようとするものであった。

このような経営者・資本家団体の強硬な反対運動を背景として、政府提出労働組合法案は、委員会で7回の審議の末、3月に審議未了で終わった。1927年2月末にほぼ同じ法案が提出されたが1回委員会審議が行われただけで再び審議未了となった（労働省1961年：412-421ページ）。

戦前における労働組合法制定の最後の機会は、1929年7月、社会政策の確立を政綱に掲げる民政党浜口雄幸内閣の成立によっておとずれしたが、前回とほぼ同じ経過をたどって不成立に終わる。浜口内閣は、内閣直属の諮問機関社会政策審議会を設置して労働組合法制定について意見を求め、答申に基づいて内務省社会局が法案を立案した。その草案は、前回の政府提出法案より進歩的な内容であったが、経営者・資本家団体の猛烈な反対にあい、結局後退して、争議に伴う損害賠償免責規定などの進歩的条項を削除した前回の政府提出法案類似の法案を1931年2月に議会に提出した。16回に及ぶ委員会審議の末、衆議院本会議で可決されたが、貴族院で審議未了となり、成立することはなかった（労働省1961年：430-446ページ）。与党も、経営者・資本家団体の反対をうけて、法案成立に腰が入っていなかった。社会局幹部であった北岡寿逸の回顧によれば、「政府の力をもってすればどうにでもなる貴族院で審議未了となるのを傍観」していたのである（北岡1961年）。

このような経営者・資本家団体の常軌を逸した労働組合法案反対運動と、それにひきずられる既存政党の無定見ぶりをみた労働運動・無産政党のなかに、政党政治に絶望して軍部・右翼に近づき、結果として日本政治の軍国主義化と破滅的戦争への道に加担していくものがあらわれたのも無理はないとすら思えてくる。

なお、1926年の議会で、労働組合法案は流産に終わったが、同時に提出された労働争議調停法案と治安警察法改正案（17条削除を主眼とする）は成立した。

労働争議調停法は、労使双方の申請により、労使当事者側委員それぞれ3、中立委員3からなる調停委員会を設けて争議調停を行おうとするものであったが、ほとんど使われなかった。かわりに、同法によって設置されることになった内務省、通信省（船員関係）、道府県庁などの調停官吏や、警察官吏が事実調停と呼ばれる争議調査・調停を行う例が増えた。1931年を例にとると、同盟罷業・怠業をとまなう

争議件数998件に対して、調停が行われた件数は、423件、42.4%にのぼった。調停件数が増えるにつれて、調停官吏による調停は伸び悩み、警察官吏による調停が増えていった（労働省1961年：474-489ページ、520-532ページ）。

治安警察法17条は削除されたが、これは争議権を保障したものではなく、「適当穏健」でない争議は、警察によって容赦なく弾圧された。治安警察法17条の暴行、脅迫、公然誹毀に関する部分を代替するために、1926年暴力行為等処罰に関する法律が制定された。この法律とすでに活用されていた刑法の騒擾罪や公務執行妨害、往来妨害、業務妨害などの適用により多数の検挙が行われた。争議の多かった1930年には1498人、1931年には2392人が検挙されている。治安当局は、治安警察法改正によって争議取締りに困難を来すことは全くなかった（労働省1961年：406-407ページ、411ページ）。

5 労働戦線の分裂

大正・昭和期の労働運動において、労働組合を組織化したのは、友愛会・総同盟だけでなく、その枠外でさまざまな団体が組織化を行ったが、これらを統合する動きがある一方、分裂もしばしば起こり、弱体な労働組合組織をさらに弱める結果となることも多かった。ここで労働組合の離合集散の歴史を詳しくフォローする余裕はないが、最も重要な大正末から昭和初にかけての総同盟大分裂については、その概要を説いておく必要がある。分裂は、イデオロギー対立と、無産政党との組織関係に関わって発生した。

第一次の分裂は、1924年から25年にかけて起こった。共産主義イデオロギーに強く影響された左派労働組合グループと、これに批判的な現実主義的労働運動と社会民主主義イデオロギーを主張する主流派グループの間の分裂である。

友愛会・総同盟の指導者たち、鈴木文治、松岡駒吉（室蘭の日本製鋼所の機械工出身でクリスチャン）、西尾末広（大阪地域の機械工出身）らは、特定の政治イデオロギー、労働運動イデオロギーから出発したというより、労働組合運動を実践するなかで、経験のなかから運動の進め方について、独自の考え方を身に着けていった運動家である。もちろん、さまざまな知識、とくに欧米諸国の労働運動に関する文献や知識を受け入れ、それらを活用しつつ運動思想を確立していったであろう。

これに対して、共産主義グループは、強い政治イデオロギー主導の思想から出発し、これを実現するために、あらゆる運動を展開していくという態度をとる。共産主義思想も輸入思想であるから、これを翻訳・輸入したのはまず外国語を使える知識人である。労働者の間にこの思想が浸透していくにつれて、労働者のなかから指導的立場にたつ者もあらわれてくる。この時期の代表的な共産主義の労働運動家の一人が渡辺政之輔（南葛労働会・東部合同労組）である。

日本で共産党が最初に組織されたのは、1922年7月である。1917年のロシア革命とボリシェビキ権力確立から5年もたっていない。それまで、日本には、小さな社会主義サークルは存在したが、ヨーロッパ諸国にあったような社会民主党、労働党といった社会主義思想をかかげた組織的政党は存在していなかった。そこに当時最先端の政治思想といってよい共産主義思想を信奉し、これを実践しようとするグループがあらわれたのである。山川均、堺利彦、荒畑寒村ら明治期からの社会主義グループに加えて、相当数の知識人が結集した。その中には、早稲田大学教授であった佐野学や猪俣津南雄らも含まれていた。少数の労働組合運動家、渡辺政之輔、野坂参三（総同盟本部）らが加わっていた。この第一次共産党グループは、1923年6月一斉検挙され、29人が治安警察法28条秘密結社に加わった罪で起訴され、壊滅する（大河内・松尾1965年a：275-278ページ）。しかし、その残存部分は地下で活動を続け、国際共産主義運動（コミンテルン）の援助をうけて組織活動を継続し、1926年12月共産党が再建される。

しかし、治安当局は、こうした動きを把握し、1928年3月15日の一斉検挙によって、全国で千数百人を検挙した。また、4月10日には、秘密結社共産党の公然活動の舞台となっていた労農党（無産政党）、評議会（労働運動）、無産青年同盟（青年運動）が安寧秩序を乱すものとして、治安警察法第8条2項により結社を禁止され、解散させられた。このことは共産党の表舞台での活動の場を奪い、その運動展開にとって大きな打撃となった（大河内・松尾1965年b：123-129ページ）。さらに大きな打撃を与えたのは、1933年6月に、指導的党員であった佐野学、鍋山貞親が転向宣言を発して共産党運動の批判とそこからの決別を公表したことである（大河内・松尾1965年b：260-262ページ）。このあと雪崩のように転向者が続出し、共産党の組織的活動は致命的打撃を受けるが、少数の党員・シンパたちが散発的な反体制宣伝活動を続けた。次々に投獄され、また新たな活動家があらわれるといった再生と弾圧のいたちごっこを繰り返しながら、活動家を再生産していくことになる。共産党の根強い活動を支えたのは、日本の外にある国際共産主義運動の支援であったろう。理念的には、最初の労働者国家ソ連を理想化する心情が貧困や不平等、強権的弾圧や自由の抑圧に押しつぶされる人々の支えとなっていたのであろう。また、組織的には、コミンテルンからさまざまなルートをとどって送り込まれる活動資金が公然活動を展開できない組織の生命を維持する役割を果たしたのであろう。

総同盟の第一次分裂は、1924年10月関東労働組合同盟大会における左右対立をきっかけとして、同同盟会理事会で渡辺政之輔ら6人の左派指導者が除名されたことで火ぶたを切った。除名に関する文書から、かれらが共産主義者を自称して活動していたことが分かる。前年に第一次共産党検挙事件があったばかりであるが、この事件で適用された治安警察法28条の規定は、軽禁錮1年の罰則をさだめる

だけであったから、有罪とされた者も1年たてば出獄してきて活動することが可能だった。国体の変革または私有財産の否定を目的とする結社に加入したものを10年以下の懲役または禁錮に処する治安維持法が公布されるのは、1925年4月であるから、この時点では、まだ共産主義思想に立った労働運動を表舞台で展開する余地は存在していたといえる。上記除名は思想対立そのものではなく、運動過程での他派への暴力行為などを理由とするものであった。

これ以後、紆余曲折をへるが、1925年4月には関東の左派6組合（東京東部合同労組、関東鉄工組合など）が総同盟から除名され、同年5月には総同盟革新同盟に属する刷新派23組合が除名された。本部派に残ったのは50組合だけという大分裂である（大河内・松尾1965年a：329-338ページ、349-388ページ）。除名された刷新派の組合は、日本労働組合評議会（略称評議会）を結成し、3年間の存続期間に共同印刷争議（1926年）、浜松日本楽器争議（1926年）両大争議をはじめ、数多くの争議を展開した（大河内・松尾1965年b：45-62ページ）。

1926年12月の総同盟第二次分裂は、無産政党結成をめぐる立場の相違に関連して発生した。1925年12月結成された最初の無産政党農民労働党は、即日解散を命じられる。1926年3月、評議会などの共産系団体を排除して成立した労農党は、蒸し返された左派系団体加入問題などを契機として分裂・脱退を引き起こしていたが、脱退した総同盟を中心として社会民主主義を標榜する社会民衆党が同年12月に結成された。ところが、この動きを批判し、左右両翼にくみしないとする労働運動（総同盟の麻生久ら）・農民運動（日農の三宅正一・浅沼稻次郎ら）の運動家が集まって日本労農党（略称日労党）を結成してしまった。これをきっかけとして、総同盟は鉦夫組合、関東合同、関東紡織などの組合を除名するに至り、大きく加盟人員を失うことになった（大河内・松尾1965年b：73-78ページ）。

1927年現在の労働戦線の状況は、内務省社会局調べによれば、次のようであった（労働省1961年：386ページ）。

- 最右翼（社会改良主義的）：海員組合・海軍連盟など13万5000人
- 右翼（社会民主主義的だが社会改良主義に接近）：総同盟・官業労働総同盟など5万人
- 中間派（社会民主主義的ないし共産主義的）：日本労働組合同盟・東京市電自治会現実同盟など3万1000人
- 左翼（共産主義的）：評議会・日本交通労働総連盟など3万9000人
- 最左翼（無政府サンジカリズム的）：全国労働組合自由連合会3000人

困難な社会状況の中で全体として限られた勢力しか確立しえていない労働運動が、分裂によりその活動力を一層弱体化させたことは間違いのないだろう。しかし、合法的な活動空間を与えられず、労働運動を通じて労働者の生活水準

を着実に改善していく見通しも立たない状況のもとで、苦闘する活動家たちがいかに現実性が乏しくとも過激な左翼的言辞に引き付けられ、困難な状況の一挙の打開を求めるに至ることもありうることである。総同盟自身、一貫して社会改良主義と着実な労働組合主義に立脚した運動を展開したかといえそうではなく、アナルコ・サンジカリズムの矯激な主張が運動の主流を席捲したり、ボルシェビズムに多くの運動家がひきつけられたりした時期があるのである。上で右翼と分類されているグループも、その指導思想を確立したのは、おそらくILOなどを通じた西欧の社会民主主義的労働運動との接触を通してではなかったと思われる。

6 海員組合の運動

以上のように見てくると、戦前期の日本で労働組合運動が地に足をつけて労働者の多くを組織し、その生活水準の改善に実質的な力をふるうことは、極めて困難で、ほとんど不可能ではなかったかと思われてくる。

だが、そのように結論付ける前に、海上に目を転じてみよう。そこには、陸上の労働運動とは、大きく異なった光景が浮かび上がる。海員組合は、上記の内務省社会局把握になる1927年時点の組織勢力でも約7万人ととびぬけた勢力を誇り、1940年解散時には12万8781名の組織人員を有するに至っていた。1926年海事協同会という労使共同機関を通じて団体交渉権を確立し、1928年には社外船争議と呼ばれる産業別統一ストライキを敢行して普通船員の職業別標準賃金表を確立している。戦前の労働運動において、海員組合は、ほとんど唯一の例外として持続的な大衆的労働組合組織を成立させ、自らの力で労働者の生活改善を勝ち取ることに成功した（西巻1969年）（小林1980年）（経営史研究所1986年）。これは、どのようにして可能になったのだろうか。

いくつかの要因があるが、(1) 色濃い伝統的労働者層の色彩をもつ普通船員たちの中から、これを組織する人材と組織論が生まれたこと、(2) 終始現実主義的運動を追求し、過激な思想を受け入れることなく、慎重な運動を展開したこと、(3) 高級船員（陸上ではホワイトカラー層に該当）が自ら海員協会という労働組合機能をもつ組織を確立するとともに、さまざまな局面で普通船員の組織である海員組合を助けたこと、(4) 経営者・資本家は、容易に労働組合を受け入れたわけではないが、他面、ILOの場などで世界の趨勢を知り、安定的労使関係を受け入れたこと、(5) 海運を管轄した逓信省が海運事業の安定的・合理的発展を目指して労働組合を一方の当事者とする労使関係の確立を支持したこと、などが重要であったと思われる。以下順次述べよう。

(1) 浜田国太郎と地主俊夫

二人の海員組合活動家の経歴をみることで、当時の船

内労働の状況を確認しておこう。

浜田国太郎は、海員組合の象徴のような人物である。多くの海員を輩出した愛媛県出身で1873年生まれ。若年時より船内労働に従事した。小学校を終了しておらず、文字を読んだり書いたりすることができなかったという。火夫として当初イギリス船で働き、1893年日本郵船会社にはいり、多くの船で機関部に働き、火夫長となった。浜田は、正義感も腕力も強く、俠気と反骨のかたまりのような男であったと評される。全身に女の身体を竜が取り巻く刺青をいれていた。1906年に郵船会社の船員組織化をはじめ、船員同志会という組織を作って1912年3月に日本で最初の本格的海上ストライキを組織することになるのだが、それまでの浜田は、いわば船内ヤクザの親分であった。それが労働運動家に転換したのは何故なのか、はっきりしたことは分からない。本人の回顧によれば、そのきっかけは、日露戦争中、宇品港滞泊時に郵船の戦争手当が低いことを怒り、酒の勢いも手伝い、支店長を張り飛ばして拘引されてしまう。ここまでは、ヤクザの親分でもすることだが、そこでヤクザの世界から足を洗い、船員全体の向上を図らねばと考えて労働運動家に転換した。大きな飛躍をしたわけだが、一つには、浜田は若年時にイギリス船に乗っていたことがあり、また郵船の外航船に乗って外国の港にもでかけていたから、欧米船員たちがつくっている労働組合組織について見聞していたことが影響したのかもしれない。1915年、浜田は鈴木文治に説得されて友愛会に加盟し、友愛会海員部の組織化から日本海員組合の結成へと海上労働運動を代表する運動家になっていく（村上1966年：12-17ページ）（村上2009年：34-35ページ）。

地主俊夫は、出自は浜田とは全く違い、1894年東京都の生まれで、麻布中学に進学、のち札幌の中学に転校して卒業している当時でいえば学歴エリート層の出である。中学卒業後、頭山満などの影響を受け、1911年満州に渡る。1914年帰国後、船員になろうと思い立ち、長崎のトロール船にのったのを初めとして、機関部船員となっていく。地主の海上生活回顧によれば、次のようである。「東洋汽船では、甲板部は茶谷、機関部は赤木というボーレン（口入業者兼宿泊業者）の推せんがないと雇ってもらえない。（中略）船で雇ってもらえることになると、海員掖済会が船員媒介事業をやっていたので、ここへ行って形式的に媒介してもらったことにして雇入れ手続きをする。船に乗るときには火夫長から十円を前借し、ボーレンに待機中の仲間に、風呂銭として一円五十銭、煙草銭として一円置く。（中略）ボーレン代は十五円だが、全部は払えないので、五円払って十円は借金。そこで手もとに残った二円五十銭で日用品などを買って乗船仕度をする。」（村上1966年：201ページ）「金がなくなると『ハリ出し』に行く。ハリ出しというのは、賭博でもうけた男のところへ小使銭をたかりに行くことで、賭博に勝っ

た者はハリ出しにきた頭なしの失業船員に気前よく小使金をやった。」(村上1966年：202ページ)、「横浜出帆時に一缶二十銭のミルク缶を三缶くれるので、香港まではそれで丁半ばくちが始まる。香港で精算して、それ以後は金札をはってばくちをやる。金札というのは、水火夫長が発行する私製紙幣で、賭博に勝ったものは、この金札を水火夫長のところへ持って行って現金に代える。このとき二割が手数料として差引かれる。会社は出帆時に乗組員に対し一カ月分の給料を出す、月給十五円の一等火夫を例にとると、七円五十銭は会社あずかりと称して利子もつけないで会社があずかってしまう。残りの七円五十銭は家族さげとして水火夫長がとりあげでしまつて本人には渡さない。したがって、船員の手には一銭も入らない。金の必要な者は水火夫長から借りる。この金に二割の利子がつく。」(村上1966年：203ページ)。海上生活は賭博と切り離せず、賭博に勝たないと、無一文どころか借金を背負って下船することになってしまう。

このような状況であるから、海員組合組織部員の仕事は大変である。「組織部員の仕事は、沖まわりをして組合費を集めてくることだ。当時ボーレンの集合団体である海洋統一協会の沖まわりが、各船に行つて借金の取りたてをやっており、また失業船員の顔役がハリ出しにきており、それらが組合活動を妨害したので、喧嘩の絶え間がなく、腕つぶしが強くないと組合部員は動まらなかった。船へ行つて、組織率が一人や二人では恥ずかしくて事務所へ帰れない。帰れないから船に泊まりこみで組合加入をくどく、という工合であった。ところが幾らくどいてみたところで、船員の大部分は金を持たない頭なしときているので、とても二円五十銭(一円が組合費、一円五十銭が組合手帖と記章代)はとれない、結局水火夫長が組合費を立てかえて払うということになる。」(村上1966年：200-205ページ)

このような状況で、よく12万人もの組合員を組織できたものだと思うが、ある意味で水火夫長が戦略的立場にいるから、かれらを組合に引き入れることができれば、配下の水夫や火夫もまとめて組織化できる。またボーレンの団体である海洋統一協会もうまく説得して組合に取り込んでしまった。海員組合の組織はそうした柔軟な組織戦略によって可能となったもので、時々こうした船内状況を抜本的に改革しようという正義派の運動があらわれるが、そうした運動は主流とはならなかった。戦前の海員組合は、水火夫長が背骨となって形作られていた。浜田のように、水火夫長の親玉といった格の人物が組織の中心にすることが必要だったわけである。浜田は組合内で「親父」と呼ばれていた。

(2) 現実主義的運動

海員組合の中にも、共産主義に影響されて刷新運動を展開するグループも現れたが、彼らが組織内で大きな勢

力となることはなかった。なんらかの理念に影響されるというより、労働組合として、組合員の利益を追求するという現実主義的な運動を一貫して追求した。これは、海上労働者の多数を組織化した結果として、そのようにしなければ組織を維持できないという事情にもよっていた。

1921年5月7日の結成大会に来賓として演説した鈴木文治は、海員組合の綱領が、船主や政府との協力と海運業の発展を通じて生活改善を図るとしていることを強く批判した。この時期総同盟友愛会は、組合化の路線転換途中であり、サンジカリズムの影響を強くうけている時期であったから、海員組合の労使協力主義が飽き足らなかったのではあるが、現実問題として、使用者側の一定の理解なしに安定的労使関係を実現することは困難であった。結成直後に発生した神戸における川崎・三菱の大争議に際して、争議団は海員組合に支援を求めたが、組合は、資金の支援はしたが、同情ストライキのような冒険的行動は拒絶した。およそ同情ストライキなどは、利害関係を持たない船主との正常な労使関係を傷つけるもので、産業レベルでの団体交渉権確立をめざす海員組合のとるべき行動ではなかった(小林1980年：108ページ)。

1928年社外船争議によって獲得した標準賃金についても、その後、海運不況が深刻化した際には、海運業再建のために1930年敢えて切下げを受け入れている。労使共同の海運救済運動を展開し、逓信省は、この組合の動きを踏まえて失業船員救済費を支給することとなった。組合、船主、そして政府の拋出による失業船員授産施設が運営されるにいたつた(経営史研究所1986年：46-48ページ)。

2代目組合長となった浜田の英断によって実現した賃金切り下げだが、組合員たちの反発は根強く、その後に発生する海員組合分裂事件の遠因となったともいわれている。しかし、賃下げを甘受しても海運業の立て直しを重視した組合の姿勢は、船主や逓信省の信頼を深めたという点で、長期的に重要な意義をもったことは確かであろう。

もちろん、海員組合がいつも平和で穏便な運動を展開できたわけではなく、相手によっては、暴力的な対決を余儀なくされたこともあった。1932年の尼崎汽船争議では、会社が暴力団を船に乗り込ませてスト中の船員を脅し、出帆させようとしたので、争議団側との間で乱闘になったり、勢い余って機関をハンマーで叩き壊したりしたので、5人が懲役刑をくらっている。この件では、船舶停止を守りぬき、会社は組合の要求を認めざるをえなかった。それと同時に、当該暴力団との間でも、山口組の親分の調停で手打ちを行っているから、まるでヤクザの喧嘩であった。暴力に対して引いていたら争議は敗北してしまうのだから、暴力をもって対抗するしかない状況であった。警察は、暴力団を抑えなかったし、調停もしなかった(村上1966年：21-22ページ)。

官憲も、右翼組合だからといって手心を加えてくれたわけではない。地主は、郵船機関部担当のオルグとして賞与支給獲得運動をしているとき、会社が警察に手を回したため、防犯係の刑事によって留置場に放り込まれ、1か月の間、取り調べもないまま拷問を受けた。地主は肺結核で咯血し、6か月間絶対安静の身になったという（村上1966年：205-206ページ）。戦前の労働運動を語る時、運動家たちは「非合法時代」という言葉で表現する。労働組合の結成そのものを禁ずる法律があったわけではないが、実際になにか運動を行おうとすると、たちまち治安当局の監視・抑圧を受けることは、海員組合の場合も同様であった。

(3) 高級船員と海員協会

戦前、船長以下、運転士や機関士などの高級船員たちは、独自の組織、海員協会をもち、当初は、親睦・共済を看板としていたが、次第に会員の利益代表を行う労働組合的機能を果たすようになった。海員協会は、高級船員の利害を代表するだけでなく、海運業全体の利害を考え、また、普通船員の労働条件にも関心をもって彼らの生活改善要求に同情的であった。商船学校など学校出で、給与も高く、船内では隔絶した地位にある高級船員であったが、普通船員たちも海上で労働と生活をともにする仲間という意識をもっていた。

高級船員のなかでも高い地位にある立場から、1921年日本海員組合結成の際に初代組合長の任を引き受けたのが榑崎猪太郎である。三井物産との関係が深く、三井系の朝日生命保険株式会社の社長となりながら、海員協会の専務理事でもあった榑崎は、浜田をはじめ、海員組合の創立委員たちに強く望まれて、これら二つの仕事を辞して組合長を引き受ける。

榑崎を初代組合長に据えた背景には、さまざまな思惑があったが、とくに重要であったのは、総同盟友愛会海員部をはじめ23もある団体が合同することで海員組合を結成したいきさつから、浜田のような人物を組合長とすることを避け、人格者として知られた人物をいただくことによって組織内の融和を図る必要があると考えたことであろう。また、かつて浜田が船員同志会を結成して郵船に賃上げ要求をしたときに、郵船の副社長は、「船員は三無の徒である。すなわち無教育、無統一、無財産」と言い放ったといわれる。無頼の水夫・火夫の集団というイメージを背負っているのは、対船主においても、また対社会の関係でもまずいという考慮があっただろう。

榑崎は、看板的な組合長なら断るとして、実質的な運動指導者となり、綱領の制定などにおいても自らの信念を貫くとともに、当時の金で1万8000円という大金を組合に寄付して立ち上がり資金とし、のちには、私財13万円を投じて組合本部建物を購入して寄付した。榑崎が指導した1923年日本郵船争議では、関東大震災で被害を受

けた会社が船員の航海手当半減を発表したのに対して、会社が株主配当、重役手当を減らすこともなく、船員の手当のみを削減することの不当性を社会に強く訴えて停船争議を断行し、勝利している（村上1966年：2-10ページ）。

藤村重道は、榑崎辞任後、空席となっていた海員協会専務理事を引き受けた人物である。名機関長と呼ばれ、大阪商船、日本郵船などで勤務したが、1912年船員同志会の争議の際には浜田と同船していたこともあって争議を円満に収めようと奔走し、会社から扇動者と誤解されたという。また、1919年、第1回ILO総会に官選労働代表が派遣されることに反対する運動のなかで、実力阻止のために労働代表の乗船する船を停船する計画があったが、藤村は、海運の公共性を説いて浜田に計画を断念させた。

藤村は、海員協会の活動に私財を投じ、無給で専務理事の仕事が続けた。専務理事時代における最大の業績は、1926年の海事協同会の設立と、その実質的な運営に携わったことである。海事協同会の会長は労使が一年交代で務めることになっていたが、海員協会から委員となっていた藤村は、1928年第二代会長となった。折から、海員組合が「最低賃金確立」を掲げて社外船争議を構え、海事協同会で協議が折り合わず、大争議が発生する。藤村は、会長としてなんとか解決するべく奔走し、協同会規約により榑崎猪太郎（組合長を降りていた）ら三人の仲裁人を指名し、その裁定によって争議を解決することに成功した。海員協会専務理事、海事協同会会長を辞任したのち、藤村は、船主協会囑託となり、今度は使用者側として、1939年まで海事協同会の業務に携わる（村上1966年：68-76ページ）。

三人目の人物、小泉秀吉は、官立商船学校卒業後主として三井物産船舶部に勤務し、三井退職後の1933年海員協会の会長に就任した。小泉の業績は、内紛でガタガタになっていた海員協会を立て直すと同時に、やはり内紛から新旧に分裂して苦しんでいた海員組合の統一に尽力したことである。1935年頃に開始された仲介活動は、ようやく1938年12月に実を結び、新組合が解散して新旧の合同が成った。解散大会は、大阪築港会館で行われ、小泉は仲介者として切々胸をうつ挨拶をし、満場の組合員が泣いたという。

このような経緯から、1945年戦後直後に、高級船員・普通船員を打って一丸とする新生全日本海員組合が結成される時に、組合長として白羽の矢がたち、小泉は榑崎と同様、三井木船建造会社社長の職をなげうって引き受ける。戦後動乱期であり、1946年の海員争議と組合分裂騒ぎで苦勞することになるが、強い信念をもってこの危機を乗り越えることに成功する（村上1966年：88-95ページ）。

以上、見てきたように、海員協会に拠る高級船員の先

覚者たちは、海員組合の運動史の要所において重要な役割を果たし、これを確乎とした組織とすることに多大な貢献をした。そして、彼らが海員組合とともに活動していたことは、使用者側に安心感・信頼感を与え、海事協同会を軸とする安定的労使関係を維持していく上で大きな影響があったと考えられる。戦前の陸上労働運動では、知識人が個人で組合運動に加わることはあったし、俸給生活者の団体も作られたが、ホワイトカラー層が集団として、海上労働運動におけるような役割を果たしたことはない。

(4) 船主協会

もともと主要な海運会社が労使関係について取りたてて進歩的な考えをもっていただけではなく、1912年の船員同志会争議に際しては、郵船会社は、要求に妥協しつつ、組織に対しては解消に追い込むなど、労働組合を公認する姿勢ではなかった。しかし、産業としては、一定の競争力を有し、先進国の人種差別に悩まされつつも、国際的地歩を確立していた。このような立場から、労使関係に関する国際的潮流に関心を払い、国際社会からつまはじきにされないように注意を払う合理性を備えていたと思われる。ILOでの協議にも加わり、情報収集を怠らなかつた。低賃金、長時間労働、児童労働に依拠しなければ国際競争に耐えられないという主張にたつ製造業者の団体とは、毛色の違う感覚をもっていただけであろう。

海員組合の現実主義的運動、海員協会の仲介的活動、そして後述する通信省の支持を背景として、大手海運事業者は、陸上の経営者・資本家たちと異なり、海事協同会を軸とする集団的労使関係を受け入れ、そこから離脱する行動をとることはなかった。

(5) 海運当局

通信省管船局が管轄していた海運行政の労働政策方針は、ILOの場で形成された国際合意に強く影響されたものであった。最も重要であったのは、1920年ゼノアにおいて開催された第二回国際労働総会（海事総会として開かれた）において大多数の国の代表が賛成して採択された船員職業紹介条約である。この条約において、加盟国は、中央官庁の監督のもとに協同する船主・船員団体が運営する無料職業紹介所を設立することを求められ、そうした協同がない場合は、国自身がこれを運営すべきだと定めた。しかも、海運業の国際的性格から、各船は、寄港地で船員を雇用する習慣であったから、批准国は、他の批准国船員が利用できる条約適合の無料紹介事業を用意することが義務付けられたから、日本政府も、船員職業紹介制度の大幅転換を行わなければならなかった。日本では私営の有料職業紹介であるボーレンが広く活動しており、また、政府が関与して設立した海員掖済会

（1898年に最初の民法による社団法人となる）が行う無料職業紹介が行われていた。通信省は、掖済会が半官的組織であり、国からの補助金も受けていることから、これに独占的に船員職業紹介を行わせる方針で臨んだが、海員組合は、条約違反としてこの方針を拒否し、条約の趣旨に沿った労使協同運営になる職業紹介機関の設立を強く要求した。

そこで、通信省は、1925年8月に至ってイギリスのNational Maritime Board（全国海事協議会）に範をとり、労使合同機関として海事協同会を設立し、これに無料職業紹介を行わせることを提案するが、一方で、掖済会の職業紹介も存続を認めるとしていたことから、海員組合の受け入れるところとならなかった。結局、海上ゼネストも辞さずという組合の強い姿勢に通信省が折れ、1926年12月海事協同会が設立されることになる。協同会では、職業紹介だけでなく、労使対等の立場で船員の待遇を協議決定すること、労使紛争の予防・調停を行うことが決定され、海上労働運動は、団体交渉権を確立することになった。また、海事協同会そのものは労使二者の団体であるが、実質的には、海運当局が背後から支える機関で、職業紹介事業には補助金を出していたから、団体交渉機関としての協同会も、政府公認という色彩を帯びることになった。微温的な労働組合法案すら成立しなかつた陸上労使関係とは、全く異なる政策が労使の支持のもとで実行された（小林1980年：125-150ページ）。

通信省の海運当局は、ILOの場での国際的圧力や、海員組合の強い圧力に押されたというだけでなく、もともと、海上労働の健全化・合理化が海運業近代化にとって重要だと認識を強くもっていたと考えられる。ボーレンや船内賭博の横行といった前近代的労働環境を改革するには、普通船員の大多数を抱え込み、強力に統制する力をもった労働者組織が必要不可欠である。そうした認識があったからこそ、強い反組合主義モメントが働く政府部内の治安当局や産業官庁などとは異なった姿勢をとることができたのであろう。

結 び

海員組合の経験は、上記のような条件がそろえば、戦前の過酷な環境の下でも、持続的大衆組織としての労働組合が存在する余地があったことを示している。陸上には、そのような条件がなかった。しかし、次第に条件整備を進めていく可能性がなかったわけではなからう。条件整備の出発点は、政府による労働組合の法認であっただろう。それによって労働組合が安定的に存続することが可能になれば、運動のあり方にも影響が及んだはずである。その機会を逸したことは、戦後の労使関係、労働運動にも、長い影を引くことになる。

参考文献一覧

- 二村一夫
2008年『労働は神聖なり、結合は勢力なり』岩波書店。
- 隅谷三喜男・小林謙一・兵藤釗
1967年『日本資本主義と労働問題』東京大学出版会。
- 山下正人
2007年『『自営的』就労と建設労働の諸課題と全建総連の取り組み』『日本労働研究雑誌』566号、9月。
- 隅谷三喜男
1955年『日本賃労働史論』東京大学出版会。
- 斎藤隆介
1968年『続・職人衆昔ばなし』文芸春秋。
- 大河内一男・松尾洋
1965年 a 『日本労働組合物語：大正』筑摩書房。
- 大河内一男・松尾洋
1965年 b 『日本労働組合物語：昭和』筑摩書房。
- 労働省編
1961年『労働行政史 第一巻』労働法令印刷。
- 兵藤釗
1971年『日本における労資関係の展開』東京大学出版会。
- 北岡寿逸
1961年「旧社会局の思い出」『労働行政史余録』非公開。
- 西巻敏雄
1969年『日本海上労働運動史』海文堂。
- 小林正彬
1980年『海運業の労働問題』日本経済新聞社。
- 経営史研究所編
1986年『全日本海員組合四十年史』全日本海員組合。
- 村上行示
1966年『海上労働運動夜話』成山堂。
- 村上貢
2009年『海父・濱田国太郎』海文堂。

プロフィール

東京大学名誉教授

主要著作

『日本の労働者参加』

1988年 東京大学出版会

『日本的雇用システム』（久本憲夫共編著）

2008年 ナカニシヤ出版